

令和6年12月5日
株式会社 佐賀銀行

各規定の一部改定のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、当行では各種お取引におけるDXによるペーパーレス化に取り組んでいます。今後の展開に対応するため、今回各種規定類の一部改定を行います。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

令和7年1月6日（月）

2. 改定する各規定

外貨普通預金規定	外貨定期預金規定
納税準備預金規定	譲渡性預金規定
貸金庫規定	当座勘定規定（一般）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	普通預金（リーフロ）規定
貯蓄預金規定	普通預金規定
定期預金・総合口座 ー取引規定集ー	通知預金規定
ニューチャレンジ預金規定	積立定期預金規定
財産形成預金規定	財形年金預金規定
財形住宅預金規定	Web口座規定

3. 改定内容

下記、朱書き部分に変更いたします。

・外貨普通預金規定

4. （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・外貨定期預金規定

11. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・納税準備預金規定

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・譲渡性預金規定

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・貸金庫規定

6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

・当座勘定規定（一般）

第 15 条【届出事項の変更】

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。

・当座勘定規定（専用約束手形口用）

第 13 条【届出事項の変更】

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。

・普通預金（リーフロ）規定

8. 【届出事項の変更等】

- (1) この預金の印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・貯蓄預金規定

8. 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・普通預金規定

7. 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・定期預金・総合口座 ー取引規定集ー

5. 【届出事項の変更、証書・通帳の再発行等】

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・通知預金規定

9. 【届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等】

- (1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・ニューチャレンジ預金規定

9. 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・積立定期預金規定

9. 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。

・財産形成預金規定

9. 【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・財形年金預金規定

12. 【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・財形住宅預金規定

13. 【届出事項の変更、契約の証の再発行等】

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

・Web口座規定

13. (届出事項の変更等)

- 印章を失ったとき、または印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当行所定の方法により**届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
佐賀銀行
業務管理サポート部 坂元 大悟
0952-22-2155